

第百五十三回国
参議院
文教科学委員会
會議録第六号

平成十三年十二月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十九日

辞任

大仁田 厚君

十一月三十日

辞任

片山虎之助君

補欠選任

片山虎之助君

補欠選任

大仁田 厚君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

橋本 聖子君

阿南 一成君

亀井 郁夫君

小林 元君

山下 栄一君

林 紀子君

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

扇 千景君

加納 時男君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

神本美恵子君

奥石 東君

鈴木 寛君

山本 香苗君

畑野 君枝君

西岡 武夫君

衆議院議員

河村 建夫君

小野 晋也君

肥田美代子君

西 博義君

松浪健四郎君

文部科学大臣

遠山 敦子君

事務局側

常任委員会専門

員

文部科学省生涯

学習政策局長

近藤 信司君

文部科学省初等

中等教育局長

矢野 重典君

文部科学省ス

ポーツ・青少年

局長

遠藤純一郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○子どもの読書活動の推進に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(橋本聖子君)

ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件につきましては、お諮りいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君及び文部科学省スポーツ・青少年局長遠藤純一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(橋本聖子君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(橋本聖子君) 子どもの読書活動の推進に関する法律案を議題といたします。

衆議院議員河村建夫君から趣旨説明を聴取いたします。河村建夫君。

○衆議院議員(河村建夫君) おはようございます。

ただいま議題となりました子どもの読書活動の推進に関する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものに

し、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。

本法律案は、子供の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子供の読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基本理念として、おおむね十八歳以下のすべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備がされなければならないものとすること、第二に、国は、基本理念にのっとり、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること、第三に、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有すること、第四に、事業者は、基本理念にのっとり、子供の健やかな成長に

資する書籍等の提供に努めるものとする、第五に、父母その他の保護者は、子供の読書活動の機会を充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする、第六に、国及び地方公共団体は、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする、第七に、政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとする、また、地方公共団体は、当該地方公共団体における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとし、計画を策定したときは、これを公表しなければならないものとする、第七に、四月二十三日を子ども読書の日とする、第八に、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする、第九に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

以上が本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(橋本聖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下栄一君 おはようございます。

今回、この子どもの読書活動の推進に関する法律案、御準備していただきました議員連盟の皆様、私もその議員連盟に入っておりますけれども、

資する書籍等の提供に努めるものとする、第五に、父母その他の保護者は、子供の読書活動の機会を充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする、第六に、国及び地方公共団体は、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする、第七に、政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとする、また、地方公共団体は、当該地方公共団体における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとし、計画を策定したときは、これを公表しなければならないものとする、第七に、四月二十三日を子ども読書の日とする、第八に、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする、第九に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

以上が本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(橋本聖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下栄一君 おはようございます。

今回、この子どもの読書活動の推進に関する法律案、御準備していただきました議員連盟の皆様、私もその議員連盟に入っておりますけれども、

資する書籍等の提供に努めるものとする、第五に、父母その他の保護者は、子供の読書活動の機会を充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする、第六に、国及び地方公共団体は、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする、第七に、政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとする、また、地方公共団体は、当該地方公共団体における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとし、計画を策定したときは、これを公表しなければならないものとする、第七に、四月二十三日を子ども読書の日とする、第八に、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする、第九に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

以上が本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(橋本聖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下栄一君 おはようございます。

今回、この子どもの読書活動の推進に関する法律案、御準備していただきました議員連盟の皆様、私もその議員連盟に入っておりますけれども、

資する書籍等の提供に努めるものとする、第五に、父母その他の保護者は、子供の読書活動の機会を充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする、第六に、国及び地方公共団体は、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする、第七に、政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとする、また、地方公共団体は、当該地方公共団体における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとし、計画を策定したときは、これを公表しなければならないものとする、第七に、四月二十三日を子ども読書の日とする、第八に、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする、第九に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

も、心から感謝また敬意を表する次第でございます。

この議員連盟は、副会長を中心に、また河村事務局長、多くのすばらしい仕事をされてきたわけでございまして、上野にございまして国際子ども図書館設立、また子どもゆめ基金の創設、そして今回の法案の御準備と、子供の側に立ったさまざまなお仕事をされてきた、すごいことであると思います。

この法案の名前も「子ども」という名前がついているわけでございまして、少年法とか児童福祉法とか、そういうともすれば子供から見たら後ろ向きとも言えるような感じの、態様の法案はあつたと思うんですけれども、子供の側に立った法律というのはそんなにたくさんないのではないかなと思います。そういう意味でも、法律の名前も含めまして、画期的なことであるというふうに私は感じております。

まず最初に、ちよつと文部科学省にお聞きしますけれども、この法律は、読書活動推進基本計画というのを政府が、文部科学省じゃなくて政府がつくることになっているわけでございましてけれども、この点はまた後でお聞きしますが、これができますと、私はまず、学校図書館の、公共図書館も含めてかまわりませんけれども、蔵書図書の整備が非常にやりやすくなるのではないかと思います。

学校図書館に限っては、あれは何年でしたか、平成五年から五カ年間の、学校図書館図書整備新五カ年計画がありました。これは地方交付税措置ですけれども、五年が終わった後は、この四年間は単年度、その年に約百億円の交付税措置をやつてきたと。こういう余り計画性のない形で市町村に配分してきたことが、案外この予算が使われておられない。五カ年計画のときには比較的良好に使われておったけれども、単年度になつてからは激減して、今は全市町村の三分の一にも満たない執行状況であるというふうにお聞きしておるわけですから、こういうことを考えましたら、こ

の法律ができてまして推進基本計画をつくるということになつてきますと、計画的な学校図書館の蔵書図書の整備、また入れかえなどが非常に実効的に進むのではないかと、このように考えておるわけでございまして、非常にそういう意味でもまさに推進、促進力になると思うんですけれども、この点についての文部省のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(矢野重典君) 学校図書館蔵書の整備に要する経費につきましては、これは先ほど先生からお話がありましたように、義務教育諸学校につきましては平成五年度から平成九年までの五年間に、学校図書館図書整備新五カ年計画に基づきまして総額約五百億円の地方交付税措置が既に講じられてまして、その後、毎年約百億円程度の地方交付税措置が講じられている、こういう状況にあるわけでございまして。

御指摘の新たな整備計画の策定につきましては、私もどなたかいたしました、各地方公共団体における整備状況を踏まえながら、子供たちの読書活動の推進と学校図書館の一層の整備充実が図られますように、そういう観点に立ちまして、総務省とも相談、協議をしてみたい、かように考えているところでございます。

○山下栄一君 次の質問に行きます。

本の活用は、やはり人によると。図書館、学校図書館に限りますが、学校図書館に人の配置が思うように進んでおらないという現実があると。学校図書館法がありまして学校図書館という施設がある、だけれども余り活用されないで倉庫になつておるというふうなことが以前から指摘されておつたわけですから、再来年から司書教諭は一定規模以上の学校で配置されることになつていくわけですが、人の問題なんですけれども、司書教諭を配置しても、なかなか現実には授業、生徒指導その他の仕事があつて、またそういう学校図書館以外のお仕事の負担を軽くするということがなかなか実質上加配措置もないのでされておらないということがあります。司書教諭を配置しても、

実際の程度図書指導また図書館業務その他ができるのか極めて疑問な状況がまだに続いておると。

そんなことから、自治体におきましては、大阪でもそうだけれども、箕面市または豊中市そして羽曳野市等でも、私、大阪出身ですので、それをサポートするための学校図書館事務職員というのを、それが非常勤なりパートでされている。それが大活躍している。図書館がよみがえつたというふうなこと。先生方の授業革命につながり、子供たちの読書意欲が増し、そして学校全体も落ちついてくるというふうな、さまざまな威力を発揮している。これが自治体独自の予算による、市町村ですけれども、学校事務職員、いわゆる学校司書といえますか、そういう形で実績があるわけですね。

人の問題、今、教員の側の観点、司書教諭の側の観点、事務職員の観点で申し上げましたけれども、それぞれ私は極めて重要な意義を持っています。もちろん、限られた予算でなかなか厳しい現実もあるわけだけれども、余りにも重要性は高まる一方であるというふうな考えを、人の配置についてもこの推進法が非常に期待されているところであると思うわけだけれども、この人の配置の実質化、実効性ある人の配置の観点について、文部科学省にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(矢野重典君) 人の問題についての御提案でございますけれども、私も、学校における読書活動の推進のためには、校長のリーダーシップのもとで教職員の協力体制を確立して学校図書館の運営が行われることが重要であつて、その中心として教諭が兼務する司書教諭が位置づけられているわけでございます。

そこで、司書教諭の活動を支援していく、そういう観点に立つて加配措置についての御提案があつたわけでございますけれども、これは率直に申し上げまして、新たな教職員配置改善計画の中で定数上の配慮を行うことにつきましては、現下のそういう極めて厳しい財政状況のもとで、率直

に申し上げてこれは難しいというふうな考えているところでございます。

また、学校図書館に置かれるいわゆる学校司書でございますけれども、学校司書につきましては、学校における読書活動の推進の中心的な役割を果たす司書教諭を補佐し、学校図書館に関する諸事務に当たる者でございます。文部科学省といたしましては、そうした学校図書館の重要性と事務量の増大にかんがみまして、義務教育諸学校につきましては第六次、また高等学校につきましては第五次の教職員配置改善計画におきまして、それぞれ一定規模以上の学校につきましては複数配置、事務職員の複数配置ができるようにいたしましたところでございます。

いずれにいたしましても、子供たちの読書活動や学校図書館の充実を図ってまいりますためには、司書教諭の配置を含め、学校の教職員配置あるいは事務のあり方全体の中で考えていかねければならない、そういう問題であると考えております。私もどなたかいたしました、司書教諭を中心に学校の教職員が協力、連携していくことがそういう意味でも大変必要かつ大事なことでないかと考えているところでございます。

○山下栄一君 今の問題、ちよつと文部科学省のお答えが余りにも、せつかくこの法律ができるのにちよつと意欲が乏しいなと私は感じました。

もちろん子供の読書推進は、子供といつても乳幼児も、乳幼児とか小学校以前の未就学児もいるわけで、学校図書館だけじゃないけれども、もちろん生涯学習の観点に立った読書の推進というのを考えなきゃいかぬわけだけれども、せつかく例えば本を配置しても、どの本をこし購入するんだということ。今、世の中にどんな本が出版されているのか。それも分野も幅広い。この授業にはこういう本がいいのではないかとというふうなことはそんな簡単に計画を立てられぬわけでございます。年間の購入計画もきちつきちつと考えて購入すると魅力がある本の配置ができる。子供も行きたくなる。教師も学校図書館を活用しよう

かなという気持ちにもなる。学校図書館のその場で総合学習時間やってみようかなという気持ちも起こってくる。新鮮な資料が手に入ると授業にも非常に新しい展開ができるという、さまざまな威力を発揮する。そのためには人がかぎを握っておるというふうに思うわけです。

的確な読書指導のアドバイスをしてあげれば、読書の嫌いな子供も好きになってくる。また、学校図書館という建物のインテリアなんか工夫すると、落ちついて、保健室だけじゃなくて、子供たちの居場所としても図書館がにぎやかになるといいですか、そういうことを考えていったときに、そこに人がおるということが大事なことでございまして、私はこの子ども読書推進法律案というのは、学校図書館も公共図書館もそうですけれども、そこにやはり人がおるということをきっちりやらないと具体化しない、実質化しないというふうに思うわけでございます。

司書教諭の負担を軽くしながら図書に関する仕事ができるような体制も考える必要があると思えます。また、また事務職員は事務職員で、教員ではできない、先ほど申し上げましたインテリアの問題とか、子供にさまざまな丁寧な細かいアドバイスをしてあげるとか、コンピュータ処理をして貸出業務がちゃんとできるようなことをするとかというふうなことの他にも事務職員、それは完璧に整備することは難しいでしょうけれども、財政の限界がある、だけれども思い切った重点配分、そこに子供を大事にしていこうという観点から、読書活動の重みを自覚すればするほど人のことも大事だというふうになってくれば、国民的合意が得られればそういう観点から予算配分をすればいいだけの話だから、そんなことを考えましたときに私は人の問題は極めて大事だというふうにいるわけございまして、そのためにこの推進基本計画を生かさないかぬと。

これは事前に申し上げていなかったんですけれども、先ほど趣旨説明されました河村議員にお聞きしたいと思えます。

○衆議院議員(河村建夫君) 山下委員御指摘のとおり、私も同感でございます。

今からこれをどういうふうに進めるかというところでありまして、これからの基本計画の中にこういうことをやったり織り込んでいかなきゃいかぬと思いますが、司書教諭を学校図書館に置かなきゃいけないというのは学校図書館法の第五条にもあったわけでありまして、当分の間置かなくていいというやつを、これは参議院の決議によってこれを置くべきだということで検討をいただいで、法案をおつくりいただいで、そして十二学級以上のところに置くというところまで来たわけございまして、これをさらに進めていきたい。その願いも込めて今回の法律に、いわゆる子供たちの読書環境の整備という言葉の中にはそのことも含まれておるといふふうに我々思っております。これからやったり我々が政治の責任においてこれをさらに進めていくということで、いわゆる担当所管庁であります文部科学省を督促しながら、この推進方に我々一緒に努力していきたい、このように考えております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

次の質問ですけれども、図書館のネットワーク化なんですけれども、地域には公共図書館がある、そして小中学校には学校図書館があるわけですね。その公共図書館と学校図書館、また学校図書館同士のネットワーク化が文部科学省の取り組みでも進み始めているというところをお聞きしておりますが、やっぱり日本は資源は少ない国だ、人が大事だ。人のレベルアップといいますが、人間自身の向上といいますが、そういう観点から学びの視点、教育の視点が大事だ。学びの場としての公共図書館、学校図書館は大変重要である。そういう意味で、ネットワーク化というのは非常に私は大事なのではないかとこのように思います。

そして同時に、学びの拠点としての図書館の役割、そして地域にはそういう拠点の、学びのセンターとしてのさまざまな連携をとるときのキース

テーション、例えば公共図書館になるのかもわかりませんけれども、そういうふうなこともあると思うわけです。地域の町づくりの学びの拠点としての図書館の役割も非常に大事だし、ネットワーク化もこれからどんどん進めていかなきゃいかぬ。やつとそのネットワーク化が絡につき始めたばかりだし、中核図書館の形成もこれからの課題であるというふうに考えるわけでございまして、この観点からの、これもまた推進基本計画に係る話かも知れませんが、提案者のお考えをお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。

文部科学省では、平成十三年度から、先ほど山下議員おっしゃいました、学校図書館を中心として、公立図書館などを結びいわゆるネットワーク化を推進するモデル事業を開始しております。今では四十六地域がその事業に沿って実現を目指しているところでございます。

我々としては、学校図書館などに備えられた図書を読めるだけ子供たちが有効に利用するために、子供の読書活動を推進する環境づくりを進めていきたい、こういう趣旨からもこのモデル事業は大変重要な意義のあるものだといふふうに考えております。今回の法律の第七条においても、学校、図書館その他の関係機関と連携強化することによってこのような事業がさらに推進していく、推進されていくべきものだ、こう思っております。モデル事業だけではなく、本格的な事業として育っていくことを私も心から期待しております。

さらに、今回のこの法律、子供の読書活動、活動の推進という観点から私は大変大事だといふふうに思っております。いろいろな環境をいかに整備をしていくかということから考えますと、既に各地でそのためのいろんな運動といえますか提案がなされております。

私どもの党の中でも、地方議員も大変活躍しております。例えば岡山県と広島県の県境を結ぶ

図書の交流だとか、さらには埼玉県では既に町立の図書館と各学校をインターネットで結ぶ事業が推進されており、堺市では移動図書館車というものが既に三千冊の本を積んで各学校を回っている、こういう運動も既に進められているようございします。

私たちとしては、できるだけ各地の現状を見きわめた上で、それぞれの特徴に合わせた推進の運動が展開されることを要望していきたいと思っております。

○山下栄一君 今回は法律ですから、国がどう取り組むかということ、もちろんそれだけじゃございせんけれども、問われてくると思うわけですが、今、西議員おっしゃった観点、地域の独自のさまざまな主体的な意欲的な知恵を持った取り組みを生かす形の推進というのが非常に私も大事であるということをお話を聞きながら感じたわけでございます。

次に四項目。これは、推進基本計画もそうなんですけれども、政府がやるという形で書いてございます。子供の読書活動推進となりますと、やっぱり文部科学省といふふうにするのか。また、この法案自身も文部科学委員会で行われているわけございまして、これはやっぱり政府が取り組むという、政府挙げていいますか、非常に画期的なことであると思うんですけれども、なかなかどんな形になるのかなというようにことは思い浮かんでこないわけございまして、政府が基本計画をつくり、これは閣議決定していくんだと思うんですけれども、この辺、どういう意義があるのかということをお聞きしたいと思えます。

○衆議院議員(河村建夫君) 山下先生御指摘のとおり、この法律の所管官庁といえますか、基本的には文部科学省の所管に属するものであることは間違いございません。

したがって、子供の読書活動推進基本計画も文部科学大臣が策定すると考えられるわけございましてけれども、委員も御承知のように、平成十一

年の衆議院、参議院の決議にもございまして、この法案の基本理念にもうたつてございますけれども、子供の読書という意味の大きさといえますか重要性にかんがみて、やっぱり国を挙げて取り組む体制というものが必要であろう、このように考えて政府が策定と、こう書いたわけでござい

す。今後、具体的な策定の手続といたしまして、子供の読書活動推進基本計画の案を文部科学省が作成するわけでございますが、当然、その際には文部科学省だけではなくて関係省庁との協議も必要になってまいりますし、閣議でもやってもらうようになるわけでございます。青少年の健全育成に関する内閣府、あるいは総務省は地方交付税との関係もございします。それから、財務省は当然財政上の問題もございします。また、優良図書

の推薦等は厚生労働省も関係をする。それから、経済産業省は出版業界との関係もございします。このような関係省庁とも十分協議を行った上で国が策定する、こういう気持ちで、国を挙げて取り組むという姿勢でこの問題は取り組んでいきたい、こういうことでございしますので、よろしくお願ひいたします。

○山下栄一君 最後にお聞きしたいと思ひますけれども、この法律は子供の読書推進というふうになっているわけですが、そういう法律の名前にあらわれておりますように、やっぱり子供たちの、よく活字離れと言われるわけですが、私は読書離れというふうに言った方がより正確かなと思ふんですけれども、本を読む、本を声を出して朗読する、身近に本があるという、そういう環境が非常に衰弱しているというふうな状況になっておると。

赤ん坊のころからお母さんに、おばあちゃんに絵本を読んでもらったとかというふうなこと、僕なんかも物すごく記憶があるわけですが、学校時代は余り本を読みませんでした。そういう本の思い出というのは非常に大事だなというふうなことを思うわけでございします。今、子供だけ

じゃなくて大人も含めて、引きこもりというふうなことにあらわれるように、接する機会がどんどん減っている。対話にならぬというふうな、人間が会つても対話にならないというふうな状況もよく言われるわけです。コミュニケーション能力というか、コミュニケーション不全の社会だというふうな言われ方もするわけですが、外で人間と対話をしようと思う前に、まず自分自身が心の中で対話できるか。心の対話、内なる対話ということが外なる対話に結びついていくんだというふうなことも感じるわけです。

そういう意味において、内なる対話としての読書といえますか、例えば偉大な作家、文豪、作品に触れることは人格に触れることであるというふうなことを考えましたときに、自分自身にも対話するし、その作者とも対話するといふふうなことで、こういう観点から考えましたときに、人格形成にとつて読書というのは非常に重みがあるし、また今の世の中に、非常に便利な社会になった、そういう社会に非常に大事な役割が読書という二文字にあるのではないかと、いふふうに私自身は思っているわけですが、大臣の読書活動の意義、読書ということの意義、そしてこういうことを推進することの意義について、所感をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) まず初めに、読書活動を推進するためのこの法案について、御提案いただきました提案者の方々、そして御協力いただきました方々に心から敬意を表したいと思ふわけでございします。副会長のお進めいただきました子ども未来を考える会の活動が源泉になっていると聞いておりまして、そういうことに御注目いただき推進していただきましたことに、私といたしましては心から敬意を表します。

先生の御指摘でございしますが、私もまことに同感でございします。人間すべてにとつて、豊かに生きるために読書というのは大変大事だと考えております。それは、自分の知らなかつた世界が広がるというだけではなくて、物を考える力あるいは

感動する力、そしてみずから対話をしたり、そして表現力を持つたり、いろんな意味ですばらしい効果を持つのが読書だと思つております。特に、人生を歩み始める初期の子供の時代に本に触れるということは大変大事でございしますし、山下委員のおっしゃいましたように、親と子が同じ本を読むみ合いながらともに共感をし対話をしていく、そのようなことのきっかけにもなるわけでございまして、私は読書の意義というのをはかり知れないものだと思つております。

もう既にその意義についてはたくさんこの法律案の中に述べられておりまして、繰り返しません。が、やはり本を読むことによつて、ここに書いてあります以外に、行間を読み込みながら想像する力、イマジネーションを持つて、そして他者のことも思いやつていくような心も養われるのではないかとと思ひます。

その意味で、今回の法律案を成立させていただきまして、私どもとしては、この法律の趣旨に沿つて、できるだけ子供たちが豊かな人生を歩み始めることができるように、この法案の趣旨にのつとつて積極的に必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

○山下栄一君 どうもありがとうございました。以上です。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。読書というものが人間の精神活動にとつて非常に大切なもの、今、大臣からお話がありましたが、私どももその精神活動にとつて大変大切なものだということは全く異論がありませんし、全くそのとおりだと思ふに思ふわけです。

しかし、だからこそ読書というのは最も自由な精神活動をまた保障されなければいけない、このことも当然だと思ふに思ふわけですね。ですから、法律で読書活動の推進、こういうことを決めるということはどうもなじまないのではないかと、こういう声もあることもまた理解できるところです。

さて、参議院では一昨年の国会で子ども読書年に関する決議を全会一致で採択いたしました。しかし、子供たちの読書離れにはなかなか歯どめがかかつていないというのが現状だと思ひますが、提案者はこの現状についてどういふ認識をお持ちになつていらっしゃいますでしょうか。

○衆議院議員(肥田美代子君) 委員御指摘のとおり、子供たちの読書離れ、そして活字離れ、言葉離れ、これは本当に深刻な問題でございします。申し上げるまでもなく、人は言葉で考え、そして言葉でコミュニケーションをとる生き物でございしますから、これは本当にまさに深刻な問題だと私もは受けとめております。

そこで、林委員もお入りになつていらっしゃる超党派の議員連盟では、第一弾といたしましては国立の国際子ども図書館の設立、そして第二弾では二〇〇〇年子ども読書年の決議、第三弾に至りまして子どもゆめ基金、そして今回の法案の提案という道順を踏んでまいりました。それで、私はやはり正直申し上げまして、まだ子供の読書活動をつくる、私どもが支援する基盤づくりの緒についたばかりだと私は思つております。

それで、子供たちにとつて最も身近な学校図書館がかががつかつておりました。そして、公立図書館には児童室をつくらないというところもございします。それから、町の本屋さんには子供の本のスペースがどんどん狭くなりまして、子供たちが感動するような本が少なくなつております。私たち大人が、いつの間にか子供と本の出会いの場所をつくる努力を失つてしまつたような気がするんですね。そして、大人たちの読書離れも今やかなり厳しい評価を受けておりますが、こういうときだからこそ私は、こうやって国会で読書について議論することの意味が本当に大きいと思ひます。

今、全国では朝の十分間読書、それがもう六千校以上に達していると聞いております。それから、読み語りグループが各地で活動していらつしゃいます。それから、ブックスタートといいま

して、乳幼児に自治体が子供の本をプレゼントする
という、そういう動きももう二百カ所に達する
という勢いでございます。そういう中で、やはり
市民の地道な活動を我々が応援していく、そのた
めにこの法律が力強い応援団になればいいなとい
うふうに私は思っておりますし、かたく信じてい
るところでございます。

○林紀子君 今、提案者の方から、条件整備をい
かに進めるかというお話がありました。私は、そ
の点については本当にそのとおりだというふう
に思うわけですね。

全国学校図書館協議会と毎日新聞社がもう四十
六年間も続けてきた読書調査というものによ
ると、昨年の五月一カ月間の読書冊数というの
が出ておりますけれども、小学生では六・一冊、中
学生では二・一冊、高校生は一・三冊、学年が進
むほど、年齢が高くなるほど読書量が少なくな
っていきまわっている。この原因はどういうところ
だとお考えになるか、提案者と、それから文部科
学省にもお伺いしたいと思っております。

○衆議院議員(西博義君) 先生おっしゃるとお
り、私は学年が進むにつれてこの数、実感とし
て感じております。

実は、私の子供も全くその傾向でございま
し、小学校のころはそんなに読むのが嫌ではな
かったんですが、中高、もうほとんど娘は本を
まなくりました。大学に行きまして初めて少し
余裕が出たのか、私も自分で読む本の中で興味の
ありそうなものを娘に渡しまして、読んだ後で対
話をするというのを一、二年続けてまいりまし
た。ようやく、このごろ自分で本を買うという習
慣ができたのが一つの成果かなというふうに思
っておりますが、なかなか余裕がなかったのか、そ
ういう全くこの数字の傾向をたどったというふう
に私も実感しております。学年が進むにつれて、
受験勉強それから部活動等で読書以外に時間がと
られるということが、まずもってそういう意味で
は大いのかというふうに思っております。

また一方では、今の現代社会では本以外にテレ

ビであるとか携帯電話、これもよく使っておりま
すインターネットなど、さまざまな情報メディア
が発達しております。それが学年が進むにつれ
てそういうものに興味が出て、また時間を使うと
いうことがこれまた一つの大きな原因のなか
ないうふうに思っております。

さらに、もっと根本的な問題としましては、幼
児期からの楽しい読書体験ということが余り培わ
れていない、そういう結果が今の読書習慣が定着
していない理由になっていっているのではない
か。そういう意味では、やはり私たち、もちろん学校、公
立図書館の役割は大変大きいわけですが、それ
だけでなく、小さいときからの読書の習慣をつ
けていくということも今回の法案を通して訴え
ていかなければならない、このように感じており
ます。

○政府参考人(矢野重典君) 中学生、高校生で読
書冊数が少ない原因としてでございますが、これ
は先ほど西先生からお話ございました子供を
めぐる情報環境の変化、また読書習慣が未形成であ
るといったような問題があると私も考えてい
るわけでございますが、それ以外にも学年が進む
につれて受験勉強や部活動など、読書以外のこと
に時間をとられるといった子供の生活環境が変化
しているというようにも考えられるのではない
かと考えておるところでございます。

このような状況に対応いたしまして、それぞれ
の学校では、本との出会いを促す朝の読書あるい
は読み聞かせなどの有意義な取り組みが行われ
ているところがございます。私もそういったしまし
ても、このような取り組みが一層広がるように今
後努力してまいりたいと考えているところでござ
います。

○林紀子君 今、いろいろ原因についてお話し
いただきました。読書離れが進んでいるというの
は、原因は一つではないと思うわけですが、それ
も、しかし一番重要な点というの、子供がどれ
だけ本が読める環境、その環境が整備されてい
るかどうかと、先ほどお答えのありました条件整備

というところがまさにかわつてくると思うわけ
ですね。

しかし、公立図書館を設置している市区町村と
いうのは、全国でやと五〇％を超えるか超えな
いかというところですね。そのうち町村、町や村
の設置率は三七・二％、サミット参加国では基
整備は最低水準だということなんです。そして
また、七百八十七町村には図書館だけではなく書
店さえ全くない状況だというふうに指標は示し
ております。

ですから、市に住んでいる人とそれから町や村
に住んでいる人では、本を読みたいというニーズ
は変わりはないと思うわけですが、こういう
状況である。そして、財政的な規模が市町村は
小さいということでは、図書館を建設したいと思
いまして、その経費の負担というのが大変大き
いんじゃないかと思っております。提案者はこの
辺をどういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(河村建夫君) 林委員御指摘のと
りでございます。公立の図書館の設置率、日本
の国は決して高い方とは思いません。アメリカで
はポストの数ほど図書館があると、こう言われ
ておりますから、この整備を急ぎたいという気持
ちもこの法案の中に当然あるわけでございます。
御指摘のとおり、町村の設置率、私どもの調査で
は三六・一％という数字も持っておりますが、い
ずれにしても、市立ですと九六・五、それから町
立でありますと四二、それから村立になりますと
一五・七というところでありますから、おっしゃ
るとおり、小さな自治体ほど財政的な負担もあつ
てなかなか手が届いていないという現状がござ
います。

これから各町村にもできるだけ持つてもらえ
るようにするならば、いろいろ知恵も出していか
ないかぬだろうと。大きい町が持っているのと
同じような大きい図書館をつくらうというの
はなかなか大変でしょう。人口の比率に合わせ
たように、例えばミニ図書館を考えてみると、そ
れから公民館等には図書室をきっちと設けてお

ろありますが、そういうものはこれに入ってい
ないと思いますが、そういうところでもちゃんと充
実させるとか、そういう方法もあるかと思いま
すが、御指摘のとおり、財政的に規模の小さい自治
体は非常に負担を感じておりますから、この負担
の軽減をどうしたらいいのか、いろいろ工夫をし
てもらわなければならないことであるというふう
に思っております。

○林紀子君 知恵も出すことは重要だと思いま
すけれども、金を出すというところが一番重要なん
じゃないかというふうに思うわけなんです。実
際に公立図書館をつくりたいということで運動を
進めている自治体にお話を聞きますと、町の財政
ではとても無理だと言わなければならない。二十億
ぐらいはどうしても必要だろうということになる
わけですね。

お尋ねをしたいのですけれども、九八年度まで
は公立図書館をつくるに国が直接補助という
のがありました。こうした制度がありますと図書
館建設というのに進んでいくんだというふう
に思わなければならない。今回のこの法案がきま
したら、こうした直接補助というふうな条件整備
というのを検討されているのかどうか。これも提
案者、それから文部科学省にもお答えいただけた
らと思います。

○衆議院議員(小野晋也君) 先生がおっしゃ
れましたとおり、公立図書館に対する補助につ
いては九八年度まで行われておりましたけれども、
これは地方分権を推進する、図書館というものが
地域住民の皆さんの教育の場であり、またその生
活の質を向上させる場であるというふうな観点で、
これが現在地方債の起債によって行われるとい
う形態になっております。

しかしながら、この今回の法律の基本理念の中
に、第二条で「すべての子どもがあらゆる機会と
あらゆる場所において自主的に読書活動を行うこ
とができるよう、積極的にそのための環境の整備
が推進されなければならない。」と、こういう
うに書かれております趣旨の通りまして、今

後は、いろいろな小さな自治体においても公立図書館の整備等を含めて子供の読書活動を推進するような環境を整備できるように私もこの推進をうたつていかねばならないと思いますし、同時に、文部科学省を中心に、国においてもその趣旨を十分に体した基本計画が策定され、そしてそれに基づいて具体的な取り組みが進められていくと、このように私たちは考えているところでございます。

○政府参考人(近藤信司君) お答えをいたします。

図書館を初めとする公立の社会教育施設の整備につきましては、委員御指摘のように、かつてはその建設費の一部を地方公共団体に補助し、その設置促進に努めてきたわけでございますが、一つには、起債によりまして地方単独で整備が可能なこと、また平成九年に地方分権推進委員会の勧告がございまして、地方公共団体の自主性あるいは自立性を高める観点から補助金の整理合理化を図ることとされたわけでございます。こういったことを踏まえまして、平成九年度限りで施設整備に関する補助制度を廃止したわけでございます。現在では地方財政措置によりまして施設整備が進められておりまして、近年は大体毎年約六十館ずつ整備が進んでいる、こういう状況にあるわけでございます。

子供の読書環境を整備するために公立図書館の整備を進めるということは望ましいわけではございませんけれども、地方公共団体に對します補助金の整理合理化ということが進められつつある現在、この施設整備に関する補助金を再び復活させるということは大変難しい状況にあるのではないかと、こういうふうにご考えておられるわけでございますが、私も、平成九年度から、図書館の設備につきましても、移動図書館あるいは図書館情報検索システム、こういったものを整備するための経費の一部を補助しているわけでございますし、来年度の概算要求におきましては、新たに図書館の利用者のパソコン整備、こういった経費も要求

をしているところでございます。

こういったような施策を通じて、これは各市町村の御判断ではございますけれども、未設置市町村におきまして公立図書館の設置の促進につきまして都道府県教育委員会を通じて促してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○林紀子君 今、文部科学省のお話を聞きますと、補助金の復活は難しい、地方に任せておりますということ、設備などについては補助があるということ、設備などについても、その本体の図書館をつくるのもうお任せですと。地方債を発行するということ、それはやっぱり借金になるわけですね。借金に對しては返すときどうするよということはないわけですね。

そうしますと、この法律ができましたけれども、提案者の方はぜひ文部科学省と力を合わせながらやっていきたいというお話なんですけれども、その相手の文部科学省といいますが、率先してこれはやっていかなくちやいけない、執行するところはだめですよということなので、これは非常に心もとない話だということに思ってしまうわけですね。何かお答えがありましたら、どうぞ。

○衆議院議員(小野晋也君) 私の地域にも人口三百人に満たない村というのがありまして、二百十億円程度の図書館をつくるのが現実的かという、とてもそういう図書館をつくるわけにはいかない。

しかし、ひとしく子供たちに読書に触れる機会を与えていくというふうなことになると思います。いろいろな工夫が必要なんだろうと思うんです。河村提案者から指摘のありましたミニ図書館という発想もございまして、また情報ネットワークをきちんと整えていく中で必要な本がどこにあるかということがわかり、それが活用できるシステムもあつていいだろう、相互の地方自治体同士の間での利用を自由に行えるというふうな体制もあつていいだろうし、またこれから先はネッ

トワーク上で必要な本が手に入るというふうなシステムを組み上げられていく必要もあるのではないだろうか、こういうことを総合的に考えていかなければ対応していくことが必要だろうと私は考えております。

そのためには、やはり地方自治体がみずから知恵を出して、その地域の子供たちにどういう環境を与えたいのかということを考えていただくということが大事だというのがこの法律の趣旨でございます。

○林紀子君 三百人の村という極端な例を出しになりましたが、私は今五万人の町に住んでおりますが、私の町にも図書館がまだないわけですね。

それで、図書館とそれからそれに付随する司書、専門家である、専門知識を持った司書、この司書がいる図書館というのが今二割しかないというところなんです。この法案ができることでこの司書の配置という問題も二割じゃなくて十割に早くするということになるのかどうかも提案者にお聞きしたいと思っております。

○衆議院議員(松浪健四郎君) 非常に痛い質問をされたというふうに我々は認識いたしますけれども、実は、私はアフガニスタンの日本人会の図書館長をしてもらった経験がございまして。みんな本を読みたい、どうしてもベストセラーまた話題になつていような本を読みたいというふうな方が多い。

それで、子供の場合、私は実は、私事にわたり恐縮でございますけれども、子供向けの本を二冊書いておりまして、よく図書館に行くのであります。自分の本が置かれていくか置かれていないか、これをチェックしなきゃいけない。大体、私の本の置かれていない図書館は司書がいるんです。置かれていないということは司書がいない。御指摘いただきましたように、司書の置かれていないのは二・一八％。甚だ寂しい状況にあります。御案内のように、先日、文化芸術振興基本法、

これが成立をさせていただきました。文化のことを考えていこう、そして子供のとこから豊かな心を持った日本人を育てていかなきゃいけないではないか、こういう思いからこの法律もできておりますけれども、ハードの面だけにとどまらず、やはりソフトの面、つまりバランスのとれた本、そして子供たちが本に動機づけに資する、このような本を置いていく、そのためには司書たる専門家が必要である、このように強く認識します。

そこで、この法律ができれば、多くの皆さん方が協議をして、ハードだけではだめなんだ、どのような種類の本を置いていくか、各関係省庁が協議をして、そして司書がふやされていく、こういうふうな期待しておりますし、そして、これができたことを契機に、その考え方、これを強めていかなければならない、このように思っております。

○林紀子君 次に、学校図書館の問題をお聞きしたいと思っております。

学校図書館でも、先ほど同僚委員からも質問がありましたけれども、人の配置、これが非常に大きいと思うんですね。きのうの読売新聞にちやうど、「学校に専従司書配置を」ということで、いろいろ運動をなさっている方たちの紹介がありました。

専従の学校司書を置く学校というのは、現在四万校のうち八千校ほどしかない、雇用の形態も正規職員からボランティアまでさまざま、子供がみずから考え、生きていく力を本から学ぶために専門知識のある案内役がどうしても必要だということにこの運動をなさっている方々は言っておりますし、またそういう運動が実際に今繰り広げられているということで、岡山市とか石川県の松任市、東京中野区、三鷹市、狛江市、国立市、日野市、こういう自治体では住民の運動によって学校図書館に職員が置かれた、そして子供たちが読書を楽しんで図書館が活発に利用されているというふうなメールを寄せてくださった方がいるわけですね。

ます。

山市というのは全市の小中学校で専任の司書さんがちゃんと配置をされているということなので、その伊島小学校というところに行ってお話を伺ってきました。校長先生もこの学校図書館について非常に熱心な方で、専任の司書の方にお話を

伺って、その場に行って見せていただいたんですけれども、必ず週一回は各クラスがクラス担任の先生と一緒に学校図書館に来て、そこで調べものをしたり読書をしたりすると。私が行ったときは高学年の六年生が利用しておりましたけれども、大変、びちっとしているんじゃないくて、自由な雰囲気の中で、だけれども一生懸命本を読んで、そして司書の先生のところに来て、バスケットボールの本はないのかとかハリー・ポッターの新しいのはないのかとか、いろいろこうやって聞いているわけです。本当に自由な雰囲気、だけれども本当に本に親しんでいる、日ごろから親しんでいるという雰囲気がもうありありと感じられました、机の上にはお花なども飾られていて、本当に明るい雰囲気だったんですね。そういうことでは、本当に学校図書館に司書が配置されるというのは、これまた大変重要なことだなと思つたわけです。

先ほどお話がありましたけれども、せっかく図書館書室があるのに先生がいないためにかぎがかけられていような、そういう場もあるということも伺って、本当にそれは残念なことだというふうなふうに思ったわけですけれども、今、公立小学校では司書などの事務職員七・九%、公立中学校では九・八%、先ほどの二・二%よりもさらに割合が下がってしまうわけですけれども、文部科学省は、この専任の学校司書、きちんと位置づけてふやす決意というのがおありになりますでしょうか。

○衆議院議員 松浪健二郎君　先に私の方からお答えをさせていただきますと思います。

先ほど司書がいる公立の図書館が二二・八%と申しましたけれども、いないのが二二・八%でございますので、訂正をさせていただきたいと思ひ

それで、ただいまの質問に対してのお答えでございますけれども、司書がいる学校図書館といない学校図書館との格差が余りにも大きいということ、そしてやはり司書がいなければならぬということは御指摘のとおりだと私も思います。

そこで、学校図書館で司書がいるかないかの見分け方というのは、例えば小学校の図書館でありますと、子供新聞を置いている、小学生新聞を置いている、中学生新聞を置いているかどうか。つまりこれは毎日、日刊ですからとじていかなきゃいけない。このような作業をしてくれる専門家がいますかどうか、これが大きいわけですね。読書離れが声高に叫ばれておりますけれども、それ以前に新聞離れが私は大きい、こういうふうに認識しております。したがって、司書がいるかないかということは、読書だけにとどまらず、やはり新聞を読むという癖、この習慣をもつてもらう上で非常に大きい、このように思います。

先生も御案内のように、学校図書館法によれば平成十五年の三月三十一日までは教員が兼務できるというような形になっていて、それほどたくさん置かれていない。これは何としてもふやしていかなくやならない。予算上の問題あるいは雇用の問題等いろいろあるでしょうけれども、我々の方からも文部省に対して強くこれから要望していきたい、こういうふうに考えておりますし、またその期待にこたえてくれるのではないのかということにも期待をするものであります。

○政府参考人(矢野重典君) 学校における司書教諭等の充実にについてのお尋ねでございますが、牛ほど松浪先生からお話ございましたように、平成十五年度から十二学級以上の規模の学校には司書教諭を置かなきゃならないということになっているわけでございます。そういう意味で私も、現在、学校図書館司書教諭講習を計画的に実施いたしております。そのための養成に計画的に努めているという状況にあるわけでございます。

す

また、学校司書の問題につきましては、これは先ほど山下先生からもお話がございましたけれども、私ども、大変厳しい財政状況の中でございませうけれども、さきの第六次の、義務につきましては第六次の定数改善計画、また高等学校におきましては第五次の定数改善計画におきまして、学校司書の配置も含め、一定規模以上の学校につきましては事務職員を複数置けるような措置を講じているという状況にあるわけでございます。そういうふうな対応を進めてきているところでございます。

また私ともいたしましては、学校における読書活動の推進のためには、校長のリーダーシップのもとで、司書教諭だけではなくて、あるいは学校司書というだけではなくて、教職員の協力体制を確立して学校図書館の運営が行われることが大変大事であるというふうに考えているところでございます。

なお、司書教諭等の兼務教員の負担軽減につきましては、これは各学校の校務分掌上の工夫において対応していくことも一つの方法であるうかと考えているとところでございます。

○林紀子君　今、司書教諭というお話がありましたし、事務職員の数配置というお話がありましたけれども、これはいずれも兼任なんですね。私は、先ほどお願いしたのは専任の司書、それがぜひ必要だということをお願いしたので、文科省としましては平成十五年までに司書教諭というのを十二学級以上の学校には配置するということが努力をなさっているということはわかりますけれども、私が申し上げたのはそれでは足りないということを申し上げたつもりです。

提案者の方には、今、松浪提案者からも、本堂に文科省と一緒に働きかけてやるというお話も伺ったわけですけれども、今までこの法案に関してどういうふうになるのかというのを、指標をいろいろ環境整備、条件整備という形から私伺ってますいましたけれども、確かに提案者の意気込み

はわかりますけれども、それを受ける文部科学省の方がそれは難しいというお話がほとんどだったんじゃないかというふうに思うわけですね。

地域で頑張っている方々、皆さんは、読書活動というのはやっぱり草の根で取り組むことであつて、法律でそのことについていろいろ言うことではないんじゃないかと、そういう気持ちを述べていらつしやいますし、そしてこういう方たちが一番願っているのは、条件整備をすることだ、これこそ本当に歓迎することだ、そしてこういうことをきちんと政府の責任で進めてほしいと、そういうことをおっしゃっているわけですが、残念ながらその中身というのは、この法律ができても果たしてどこまで今まで以上に進むのかということとは、なかなか具体的な姿が見えてこなかつたというふうに思うわけです。

そしてこの法案では、事業者は、「子どもの健全やかな成長に資する書籍等の提供、こういうことを書いておりますけれども、これを求めることは、憲法に明記されている出版、表現の自由と矛盾するおそれがあるんじゃないかということを懸念するわけですし、「保護者の役割」ということも、これまた法で定めることは、家庭の中に、家庭教育の中に介入してくるという疑義もあるわけです。

こういう理由から、私たちは残念ながらこの法案には賛成しかねるということを述べて、質問を終わります。

○委員長(橋本聖子君) 他に御発言もないようですので、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長（橋本聖子君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(橋本聖子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は来る六日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、子どもの読書活動の推進に関する法律案
(衆)

子どもの読書活動の推進に関する法律案

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のつとより、子どもの読書活動の推進

に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健全な成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とする

とともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子どもの読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日(趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。)

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、学校保健法に基づく学校病としてアレル

ギー性疾患を指定することに関する請願(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)

一、学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始めとする学校教育の充実に関する請願(第七四九号)

一、保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する請願(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)

一、義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持等に関する請願(第九一一号)(第九一二号)
一、保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する請願(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)

第六八八号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 兵庫県西宮市松並町二ノ一二ノC
ノ四〇六 吉竹智英子 外九百五十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六八九号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願
請願者 東京都大田区本羽田一ノ六ノ二四

ノ三〇五 金子陽子 外九百五十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九〇号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 千葉県茂原市緑ヶ丘二ノ二一ノ八

大塚利男 外九百五十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九一号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 愛知県瀬戸市池田町一〇三ノ八

宇佐見光義 外九百五十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九二号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 山梨県甲府市小松町四四九 市川

利行 外九百五十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九三号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 東京都新宿区南横町三八ノ一〇四

嘉藤千香子 外九百五十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九四号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

患を指定することに関する請願

請願者 兵庫県加古郡播磨町古田二ノ二五

ノ五ノ二 吉本秀司 外九百五十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九五号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字古

川四一ノ二 三沢つせ 外九百五十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九六号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 群馬県渋川市金井三、〇三五ノ七

真下祐八 外九百五十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九七号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 茨城県牛久市栄町三ノ一六ノ三

藤崎優子 外九百五十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九八号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 群馬県勢多郡富士見村小暮一、八

八四ノ八 川浦真由美 外九百五十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九九号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 さいたま市桜木町二ノ五四一ノ四

平塚浩章 外九百五十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇〇号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 神戸市垂水区下畑町真田一七三ノ

四 森上忠一 外九百五十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇一号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 千葉県八千代市勝田二五ノ一 多

田恵 外九百五十八名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇二号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 愛知県東海市富木島町貴船八八

吉田裕美子 外九百五十八名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇三号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 香川県大川郡大内町馬篠一四四ノ

一 定住実夫 外九百六十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇四号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 三重県三重郡朝日町縄生一、八三

五ノ一 松岡功三 外九百五十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇五号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台四四ノ一ノ一

二二 渡辺豊 外九百五十八名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇六号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 福岡市西区小戸三ノ一八ノ九 浅

田和彦 外九百五十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七〇七号 平成十三年十一月十九日受理

学校保健法に基づく学校病としてアレルギー性疾患を指定することに関する請願

請願者 群馬県前橋市若宮町三ノ一ノ二

両角千鶴子 外九百五十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七四九号 平成十三年十一月十九日受理

学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始めとする学校教育の充実に関する請願

請願者 名古屋守山区西新二〇ノ三三
早川和久 外二百四十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第七六〇号 平成十三年十一月二十日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願

請願者 埼玉県三郷市早稲田六ノ二五ノ五
佐川英吉 外二百四十九名

紹介議員 山根 隆治君

少子化の中、幼児教育を含む私学に対する国の
助成は重要である。私立高校の生徒は全高校生の
約三割に達しているが、授業料は公立高校の三・
二倍となっており、学級編制についても公立高校
が平成五年度から四十人学級に移行しているにも
関わらず、私立高校においては、いまだ実施が
不十分である。また、私立高校の教員数は公立の
教員定数に比べ、全国平均で約二十五%下回って
いる。教員構成も講師が多く、専任教員の増員が
求められている。一方、専修学校専門課程（専門
学校）に対する国の経費助成は現在行われてお
らず、多様な進路の保障、公平な国費の配分の上
からも経費助成制度の新設が望まれている。また、
私立大学における教育研究の充実、高度な
教育研究体制を確立する上で極めて重要である
が、学生一人当たりの教育費の国費負担額は国立
大学の九分の一であることから、国による助成の
拡充は優先的に講ずべき施策となっている。

ついては、豊かな私学教育を実現するため、次
の措置を採りたい。

一、私立学校の保護者負担を軽減するとともに、
教育条件改善のため、私学助成を拡充するこ
と。

1 私立高等学校における教育条件の維持向上
及び学費負担の軽減に資するため、私立高等
学校等経費助成費補助の改善充実の措置を
講ずること。

2 私立高等学校における教育条件の維持向上

を図るとともに、公私間格差を是正するた
め、次の補助を拡充すること。

(一)きめ細かな学習指導を可能にする少人数
授業編成推進のための補助

(二)専任教諭の配置率向上など標準的な教職
員数を確保するための補助

3 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備
費補助、私立大学等研究設備等整備費補助、
私立高等学校等施設高機能化整備費補助、私
立学校施設高度化推進事業補助等の一層の拡
充を図ること。

4 過疎地域の私立高校に対する特別助成を継
続するとともに、拡充を図ること。

5 保護者の家計の急変に伴う授業料の減免事
業の臨時特別経費補助を当分の間、継続する
こと。

6 私立大学における教育研究のより一層の充
実及び学費負担の軽減に資するため、私立学
校振興助成法の趣旨に基づき、経常的経費の
二分の一補助の達成に向けて経常的経費補助
を拡充すること。

7 私立幼稚園における「チーム保育」導入を始
めとする少人数保育の促進のための補助を拡
充すること。

8 私立専修学校教育の振興を図るため、情報
処理関係設備及び教育装置整備費補助を拡充
すること。

第七六一号 平成十三年十一月二十日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 茨城県水戸市八幡町七ノ一 寺門
英子 外一万四千十一名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第七六二号 平成十三年十一月二十日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 埼玉県三郷市岩野木一六三ノ一
吉野清美 外二百四十九名

紹介議員 高野 博郎君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八六七号 平成十三年十一月二十一日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 広島県賀茂郡黒瀬町津江五、七七
六ノ一 西土居彰 外四千九百九
十九名

紹介議員 柏村 武昭君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八六八号 平成十三年十一月二十一日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市上吉田五、四八
二ノ二 三浦正子 外五千四百九
十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八六九号 平成十三年十一月二十一日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 福岡県柳川市田脇六三五 古賀理
衣 外三千九百九十九名

紹介議員 測上 貞雄君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八八二号 平成十三年十一月二十一日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿一ノ三ノ八
安藤武 外六百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八八三号 平成十三年十一月二十一日受理

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願

請願者 さいたま市奈良町五三ノ一ノ五〇
九 佐竹智子 外二百四十九名

紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八八四号 平成十三年十一月二十一日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 広島県三原市西町一ノ一ノ三九
吉名芳一 外四千九百九十九名
紹介議員 溝手 顕正君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八八五号 平成十三年十一月二十一日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 東京都練馬区下石神井六ノ三三ノ
二 小口定男 外九百八十二名
紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八八六号 平成十三年十一月二十一日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 山形県東村山郡山辺町近江六ノ七
五 須藤佳洋 外二千四百六十八名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第八八七号 平成十三年十一月二十一日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 岡山県総社市泰二、三三六ノ四四
森岡里恵 外六千四百五十九名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第九一一号 平成十三年十一月二十二日受理
義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員に対する
義務教育費国庫負担制度の維持等に関する請願
この請願の趣旨は、第九一一号と同じである。

請願者 横浜市港南区野庭町六〇四ノ四ノ
四一三 池上仁 外二千九十八名
紹介議員 大脇 雅子君
一、義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員
に対する給与費の国庫負担制度を維持すると
ともに、定数改善を図ること。
理由
義務教育諸学校への学校事務職員の配置は昭和
二十八年の義務教育費国庫負担法の施行により、
学校運営に必要な制度として確立しており、学校
栄養職員についても昭和四十九年から義務教育費
国庫負担の対象となつてゐる。こうした中、旧大
蔵省は昭和六十年の予算編成に当たり、義務教
育費国庫負担制度を抜本的に見直す方針を明らか
にした。しかし、その中の学校事務職員及び栄養
職員の人件費を全面的に削減する項目に対し広範
な反対が起こつたため、削減は見送られてきた。
現在でも財務省は「直接教育に携わらない職員に
ついては国庫負担に相当しない」との見解を示し
てゐるが、学校教育は教員のみならず多様な職種
の協力によつて、その目的を達成してゐる。教壇
に立つか否かによつて区別しようとする財務省の
姿勢は容認できない。また、義務教育費国庫負担
法から学校事務職員及び栄養職員が除かれた場
合、自治体財政の差異により定数配置、労働条件
等が左右され、不安定な状態に陥る。これは、子
供の学習環境に著しい格差をもたらすものであ
る。よつて、義務教育諸学校の学校事務職員及び
栄養職員を義務教育費国庫負担制度から除外す
ることなく、その定数を改善するための必要な措
置を採るよう求める。

第九一二号 平成十三年十一月二十二日受理
義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員に対する
義務教育費国庫負担制度の維持等に関する請願
請願者 沖縄県那覇市長田二ノ二ノ三一
大村晴美 外二千二百一名
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九一二号と同じである。

第九一三号 平成十三年十一月二十二日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
請願者 茨城県高萩市下手綱一、一〇二ノ
三ノ二〇二 金井正人 外一万三
十七名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第九一四号 平成十三年十一月二十二日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
請願者 北海道室蘭市柏木町八ノ一八 中
野正博 外四千九百九十九名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第九一五号 平成十三年十一月二十二日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
請願者 山梨県甲府市里吉三ノ七ノ一三
伊藤裕美子 外五千六百九十三名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第九一六号 平成十三年十一月二十二日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
請願者 東京都板橋区東山町三七ノ一一
小俣トシ子 外千三百六十一名
紹介議員 大橋 巨泉君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第九一七号 平成十三年十一月二十二日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
請願者 大阪府守口市大日町二ノ一五ノ七
ノ二〇六 尾山みはる 外二千百

四十五名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。
十二月三日本委員会に左の案件が付託された。
一、保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目
的とする私学助成の拡充に関する請願（第一
〇〇三三）（第一〇〇四四）（第一〇〇五五）（第
一〇〇六六）
一、学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善
を始めとする学校教育の充実に関する請願
（第一〇四四号）
一、保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目
的とする私学助成の拡充に関する請願（第一
〇四五五）（第一〇四六六）（第一〇四七七）（第
一〇四八八）
一、学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善
並びに義務教育費国庫負担制度の拡充に関す
る請願（第一一三三三）
一、学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善
を始めとする学校教育の充実に関する請願
（第一一三四四）（第一一三五五）
一、保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目
的とする私学助成の拡充に関する請願（第一
一四四四）

第一〇〇三三 平成十三年十一月二十六日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
請願者 広島市安佐南区中筋一ノ一ノ三三
原田富也 外一万九千九百九十九名
紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇〇四四 平成十三年十一月二十六日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とす
る私学助成の拡充に関する請願
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

請願者 大分市梅が丘二ノ三ノ四 藤田文
正 外四百四十四名
紹介議員 後藤 博子君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇五号 平成十三年十一月二十六日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 宮崎市中村東二ノ九ノ三〇ノ一
福田伸一 外七百二名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇六号 平成十三年十一月二十六日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 新潟県上越市大貫二、七四二ノ三
八 中村邦夫 外四千四百十二名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇四四号 平成十三年十一月二十八日受理
学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始め
とする学校教育の充実に関する請願
請願者 名古屋守山区白山一ノ一、〇〇
八 水野良亮 外二百四十九名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第一〇四五号 平成十三年十一月二十八日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 福井県小浜市遠敷七六ノ一九 上
林基夫 外四千八百四十九名
紹介議員 奥石 東君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇四六号 平成十三年十一月二十八日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 熊本市菊池郡合志町豊岡二、〇一
二ノ五八 加茂淳一 外二千二百
十八名
紹介議員 統 訓弘君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇四七号 平成十三年十一月二十八日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 北九州市小倉南区上葛原二ノ七ノ
六 清田政美 外三千九百九十九
名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一〇六四号 平成十三年十一月二十八日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 東京都足立区千住四ノ一七ノ九
牧野守夫 外千十二名
紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

第一一三三三号 平成十三年十一月二十八日受理
学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善並びに
義務教育費国庫負担制度の拡充に関する請願
請願者 神戸市須磨区北落合二ノ五ノ一九
石井恵子 外百一名
紹介議員 林 紀子君
不況の影響により給食費などの学校徴収金や授
業料の滞納・未納が目立つ中、教職員給与を始め
とする義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均
等とその水準の維持向上を図る上で重要な役割を
果たしてきた。しかし、対象範囲の縮小や限度額
基準の引下げなど、その内容は年々縮減されてい
る。このような中、文部科学省は学校事務・業務
の共同実施「セクター的組織・複数校業務」を導入
した。その結果、業務等によって事務職員が学校

第一一三四号 平成十三年十一月二十八日受理
学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始め
とする学校教育の充実に関する請願
請願者 名古屋守山区守山二ノ八ノ一四
渡邊幸雄 外二百五十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第一一三五号 平成十三年十一月二十八日受理
学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始め
とする学校教育の充実に関する請願
請願者 名古屋守山区陸前町二、四〇六
木田直裕 外二百五十二名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第一一四四号 平成十三年十一月二十八日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 福岡県柳川市大字常盤町一〇ノ一
下川宏 外三千九百九十九名
紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。

に不在となる時間が増えることにより、子供の実
態に即したきめ細かな仕事や子供・保護者・教職
員からの要望に即応することが困難となってい
る。学校事務職員は学校における予算・経理・施
設管理・就学援助制度など教育諸条件の仕事を通
して、また栄養職員は豊かで安全な給食作り及び
食生活に関する指導を通して、子供の成長及び教
育に重要な役割を果たしており、文部科学省も学
校教育に不可欠な「基幹職員」として位置付けてい
る。

ついては、次の措置を採られたい。
一、学校教育法第二十八条第一項中、「事務職員
を置かないことができる」とする規定を削除
し、未配置校を解消するとともに、複数配置の
基準を改善すること。
二、完全給食実施校においては、一校に一名の栄養
職員を配置すること。
三、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充するこ
と。高校教職員人件費等に関する地方交付税交
付金の削減をやめ、増額すること。
四、国庫負担対象外となった教材費・旅費・共済
追加費用等を復活すること。就学援助・授業料
減免制度の拡充を図ること。

第一一三四号 平成十三年十一月二十八日受理
学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始め
とする学校教育の充実に関する請願
請願者 名古屋守山区守山二ノ八ノ一四
渡邊幸雄 外二百五十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第一一三五号 平成十三年十一月二十八日受理
学校事務職員及び学校栄養職員の定数改善を始め
とする学校教育の充実に関する請願
請願者 名古屋守山区陸前町二、四〇六
木田直裕 外二百五十二名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第一一四四号 平成十三年十一月二十八日受理
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする
私学助成の拡充に関する請願
請願者 福岡県柳川市大字常盤町一〇ノ一
下川宏 外三千九百九十九名
紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第七六〇号と同じである。